

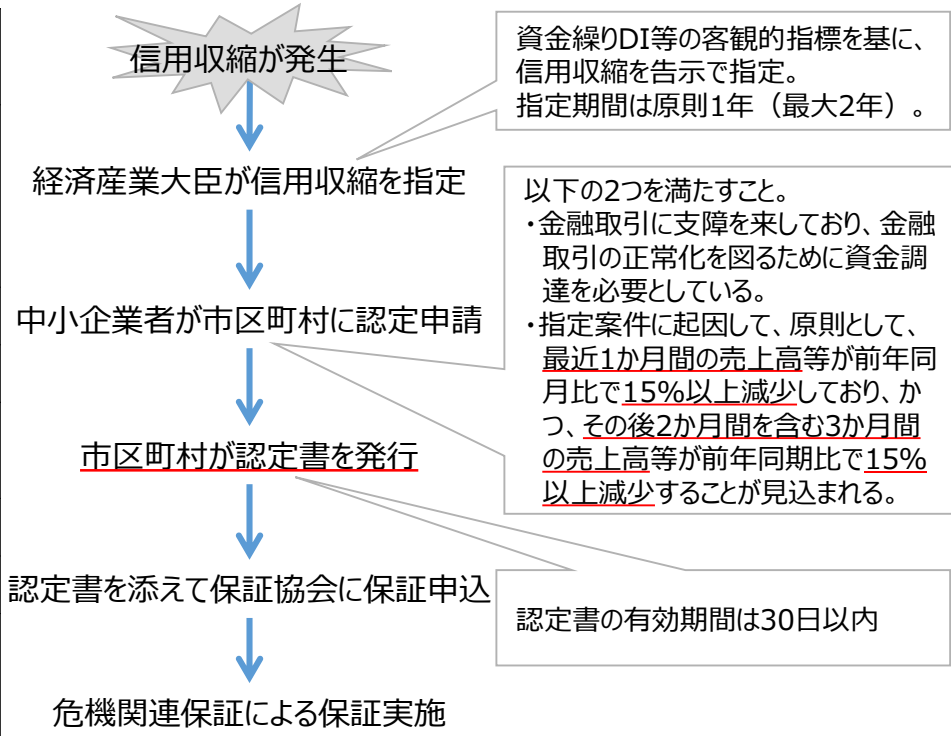
危機関連保証とは

- 内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため、全国的な資金繰りの状況を示す客観的な指標である資金繰りDI等が、リーマンショック時や東日本大震災時等と同程度に短期かつ急速に低下することにより、我が国の中小企業について著しい信用の収縮が全国的に生じていることが確認でき、国として危機関連保証を実施する必要があると認める場合に、実際に売上高等が減少している中小企業者を支援するための措置。
- 本措置は、危機の状況が去った段階で速やかに終了しなければ市場を歪めることにもなりかねないため、原則1年以内と予め期限を区切って実施する。（ただし、経済産業大臣が認める場合には、更に1年の延長が可能。）

（１）危機関連保証の概要

対象者	売上高等が減少する等、経営の安定に支障を生じていることについて市区町村長の認定を受けた中小企業者
保証限度額	<u>通常の保証枠と別枠で最大2.8億円</u> (普通2億、無担保0.8億、特別小口0.2億) <u>※セーフティネット保証、災害関係保証(東日本大震災及び危機関連保証の対象となった災害に限る)、東日本大震災復興緊急保証と合わせて5.6億円まで</u>
保証割合	<u>100%保証</u>
保証期間	10年以内（据置期間2年以内）
保証料率 (保険料率)	<u>0.8%以下</u> (0.41%)
てん補率	90%
保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しない
その他	・指定期間内に貸付を実行する必要あり。 ・取扱金融機関は本制度に係る貸付が完済となるまでモニタリングを行い、 <u>信用保証協会に対してその内容を報告する必要あり</u> （ただし、経済産業大臣が指定する期間内においては、報告義務はない）。

（２）危機発生から危機関連保証の利用までのフロー



危機関連保証の条文上の規定

- ・ 危機関連保証は中小企業信用保険法において以下の通り規定がなされているところ
- ・ 発動するにあたっては、「事象」及び「信用の収縮が全国的に生じていること」を経済産業大臣が指定する必要がある。

（１）危機関連保証の利用対象者

（定義）

第２条

６ この法律において「特例中小企業者」とは、中小企業者であつて、**内外の金融秩序の混乱その他の事象**が突発的に生じたため**我が国の中小企業に係る著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合**において、その信用の収縮の影響により銀行その他の金融機関からの借入れの減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障が生じていることについて、その住所地を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けたものをいう。

（２）危機関連保証に係る特例規定

（危機関連保証の特例）

第15条 **普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、危機関連保証**（第二条第六項の経済産業大臣が認める日から一年以内の期間（同項に定める信用の収縮の状況を勘案し、経済産業大臣が一年を限り当該期間を延長したときは、その延長した期間を含む。）において行われた**特例中小企業者の経営の安定に必要な資金に係る**第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証をいう。以下同じ。）**を受けた特例中小企業者に係るものについての**第三条第一項、第三条の二第一項及び第三項並びに第三条の三第一項及び第二項の規定の適用については、第三条第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「**危機関連保証**（第十五条に規定する危機関連保証をいう。次条及び第三条の三において同じ。）**に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ**」と、第三条の二第一項及び第三条の三第一項中「保険価格の合計額が」とあるのは「**危機関連保証に係る保険関係の保険価格の合計額とその他の保険関係の保険価格の合計額とがそれぞれ**」と、第三条の二第三項及び第三条の三第二項中「当該借入金の額のうち」とあるのは「**危機関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち**」と、「当該債務者」とあるのは「**危機関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者**」とする。

危機関連保証の概要（限度額の考え方）

- 新型コロナウイルス感染症の被害を受けた中小企業者の資金繰り支援のため、全国的な資金繰り対策として、3階建ての信用保証枠を発動。

●危機関連保証（新型コロナウイルス感染症に伴い発動）

- ①対象：新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に支障を来している次の中小企業者
- 原則として、最近1か月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれること
- ②保証割合：融資額の100%

別枠

●セーフティネット保証

- ①対象：業況が悪化している中小企業者
- ②保証割合：4号 融資額の100%、5号 融資額の80%

別枠

●一般保証

- ①対象：中小企業者
- ②保証割合：融資額の80%

セーフティネット保証をあわせて、
無担保1億6千万円、
最大5億6千万円
(※)

※一般保証とは別枠で、セーフティネット保証、災害関係保証（東日本大震災に係るものに限る。）、東日本大震災復興緊急保証、危機関連保証とあわせて、無担保1億6千万円、最大5億6千万円まで利用が可能。

無担保
8千万円
最大
2億円8千万円

無担保
8千万円
最大
2億円8千万円

無担保
8千万円
最大
2億円8千万円

危機関連保証の概要（限度額の考え方）

東日本大震災関係で災害関係保証を利用されている方

- 新型コロナウイルス感染症の被害を受けた中小企業者の資金繰り支援のため、全国的な資金繰り対策として、3階建ての信用保証枠を発動。
- 一般保証とは別枠で、セーフティネット保証、災害関係保証（東日本大震災に係るものに限る。）、東日本大震災復興緊急保証とあわせて、無担保1億6千万円、最大5億6千万円まで利用が可能。

●危機関連保証（新型コロナウイルス感染症に伴い発動）

- ①対象：新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に支障を来している次の中小企業者
 - ・原則として、最近1か月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれること
- ②保証割合：融資額の100%

別枠

●セーフティネット保証

- ①対象：業況が悪化している中小企業者
- ②保証割合：4号 融資額の100%、5号 融資額の80%

●災害関係保証（東日本大震災で同保証を利用した方）

- ①対象：災害等により直接被害を受けた中小企業者
- ②保証割合：融資額の100%

●東日本大震災復興緊急保証

- ①対象：東日本大震災により、直接・間接被害を受けた中小企業者
- ②保証割合：融資額の100%

別枠

●一般保証

- ①対象：中小企業者
- ②保証割合：融資額の80%

セーフティネット保証、災害関係保証、東日本大震災復興緊急保証とあわせて、無担保1億6千万円、最大5億6千万円

無担保
8千万円
最大
2億円8千万円

無担保
8千万円
最大
2億円8千万円

無担保
8千万円
最大
2億円8千万円